

個人番号を記載する場合に行う  
本人確認措置における  
「個人番号利用事務実施者が  
適当と認めるもの等」について

平成27年12月

(令和4年4月改訂)

広島県総務局税務課

## 第1章 はじめに

### 1 はじめに

この資料は、県税に係る申告等において個人番号を記載する場合に行う本人確認措置の実施方法について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの等」の具体例を定めるものです。

### 2 用語の定義

この資料における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
政令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）をいう。
規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）をいう。
個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
個人番号利用事務実施者	上記の「個人番号利用事務」を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
個人番号関係事務実施者	上記の「個人番号関係事務」を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
個人番号利用事務等実施者	「個人番号利用事務実施者」及び「個人番号関係事務実施者」をいう。

## 第2章 規則に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの等」

### 1 本人から個人番号の提供を受ける場合

規則に定める内容	個人番号利用事務実施者が認める書類等	左記の具体例		
<b>(1) 身元確認書類</b>				
規則第 一条第 二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個別識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	1-1	税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）	税理士証票
	1-2	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）	
	1-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）	戦傷病者手帳	
	1-4	規則第二条第一項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り	

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
		1-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	広島県から送付されるプレ印字申告書 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類
		1-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書

### (2) 住民票の写し等の原則的書類の提示が困難な場合の個人番号確認書類

規則第 二条第 一項第 六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	2-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	個人番号カード(裏面)
		2-2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。))	国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード

### (3) 運転免許証等の原則的書類の提示が困難な場合の身元確認書類

規則第 二条第 三項第 二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	3-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等) 国民年金手帳 基礎年金番号通知書
		3-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
			という。)	
		3-3	印鑑登録証明書, 戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類(これらに類するものを含む。)で, 個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し, 住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		3-4	地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書, 公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票, 退職所得の源泉徴収票, 公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書, オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書, 上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書

#### (4) 電子的に個人番号の提供を受ける場合の個人番号確認書類

規則第 三 条 第 二 号 ロ 前 段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され, 若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)	4-1	個人番号カード	個人番号カード
		4-2	還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番号カード
		4-3	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。)であって, 氏名, 出生の年月日, 男女の別, 住所及び個人番号が記載されたもの	住民票の写し(個人番号が記載されたものに限る), 住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)
		4-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	

#### (5) 電子的に個人番号の提供を受ける場合の個人番号確認書類の送信方法

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
規則第 三条第 二号ロ 後段	個人番号利用事務実施者が適 当と認める方法	5-1	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電 子計算機と個人番号の提供を行う者の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織を使用して本人から 提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を 行う者の使用に係る電子計算機による送信」 という。）	項番(6)のイメージデータ等 （画像データ、写真等）による 電子的送信

### (6) 電子的に個人番号の提供を受ける場合の身元確認方法

規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用事務実施者が適 当と認める方法	6-1	民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関 する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電 子署名法」という。）第四条第一項に規定す る認定を受けた者が発行し、かつ、その認定 に係る業務の用に供する電子証明書（個人識 別事項の記録のあるものに限る。）をいう。） 及び当該民間電子証明書により確認される 電子署名が行われた当該提供に係る情報の 送信を受けること（個人番号関係事務実施者 が提供を受ける場合に限る。）	電子署名法第四条第一項に規 定する認定を受けた者が発行 し、かつ、その認定に係る業務 の用に供する電子証明書（番号 関係事務実施者のみ）
		6-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官 公署又は個人番号利用事務等実施者から本 人に対し一に限り発行され、又は発給をされ た書類その他これに類する書類であって、個 人識別事項の記載があるものの提示（提示時 において有効なものに限る。）若しくはその 写しの提出を受けること又は個人番号の提 供を行う者の使用に係る電子計算機による 送信を受けること	身元確認書類（個人番号カー ド、運転免許証、旅券）のイメ ージデータ等（画像データ、写 真等）による電子的送信
		6-3	個人番号関係事務実施者が本人であること の確認を行った上で本人に対して一に限り 発行する識別符号及び暗証符号等により認 証する方法	番号関係事務実施者が本人で あることを確認した上で発行 されるID及びパスワード

## 2 本人の代理人から本人の個人番号の提供を受ける場合

規則に定める内容	個人番号利用事務実施者が認める書類等	左記の具体例
<b>(7) 戸籍謄本、委任状等の原則的書類の提示が困難な場合の代理権の確認書類</b>		

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
規則第六條第一項第三号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	7-1	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載のある提出書類
		7-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）

### (8) 代理人の身元確認書類

規則第七條第一項第二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	8-1	税理士証票	税理士証票
		8-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		8-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
		8-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗証番号による認証</li> <li>・生体認証</li> <li>・2次元バーコードの読取り</li> </ul>
<b>(9) 代理人が法人の場合の身元確認書類</b>				
規則第七條第二項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	9-1	登記事項証明書, 印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む）</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>
		9-2	地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税, 国税, 社会保険料, 公共料金の領収書</li> <li>・納税証明書</li> </ul>
<b>(10) 運転免許証等の原則的書類の提示が困難な場合の身元確認書類</b>				
規則第九條第一項第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	10-1	写真なし身分証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生証（写真なし）</li> <li>身分証明書（写真なし）</li> <li>社員証（写真なし）</li> <li>資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）</li> </ul>
		10-2	地方税等の領収証書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税, 国税, 社会保険料, 公共料金の領収書</li> <li>納税証明書</li> </ul>
		10-3	写真なし公的書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証明書</li> <li>戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）</li> <li>住民票の写し, 住民票記載事項証明書</li> </ul>

規則に定める内容		個人番号利用事務実施者が認める書類等		左記の具体例
				母子健康手帳
		10-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書, 公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票, 退職所得の源泉徴収票, 公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書, オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書, 上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書

**(11) 個人番号カード等の原則的書類の提示が困難な場合の本人の個人番号確認書類**

規則第九條第五項第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され, 又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	11-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
		11-2	還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番号カード